

令和4年度事業計画

■ 活動の基本方針

法人会は税のオピニオンリーダーたる経営者の団体であるとの理念の下、社会全体への貢献をめざし、税を中心とした事業の一層の活性化を図るとともに適正・効率的な組織運営に努め、法人会活動のさらなる充実に努める。

また、各会の円滑な運営・事業の充実に資するための各種支援を行うとともに、全ての会が「公益法人」を目指すという基本方針に則り、一般法人の公益再移行を促進する。

事業の実施にあたっては、引き続き、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置くとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に資する事業展開に力を注ぐこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見通せない中、コロナ禍における事業や会議運営に充分留意するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても適切に対応できるよう新たな試みやWEB環境の整備・活用に努める。

法人会活動をなお一層充実させるためには、組織・財政基盤の強化が特に重要であり、会員増強や事務局の強化、福利厚生制度の推進等以下に掲げる諸施策に取り組む。

1. 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

新公益法人制度の下、全国各地の法人会においては公益を目的とする諸事業を積極的に展開することとし、全法連では、これら諸事業を助成するための事業を引き続き実施する。

助成事業の実施にあたっては、助成対象となる諸事業の公益性の確保を図る観点から、各会に対し適正な申請・報告手続の遵守を要請するとともに、厳正な審査・実地調査による内容の精査等により、本助成制度の適正・公正な運営にさらに努めることとする。

2. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税制改正への提言

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、その影響は長期化が予想される。政府は、経済あつての財政という考えの下、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することとしているが、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

さらに、少子化対策や女性活躍の推進、グローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化や大規模自然災害からの復興などといった課題もある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

また、こうした活動に資するため、「税制セミナー」、「全国大会」を開催する。

(2) 税の啓発活動・租税教育活動

一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する小学生向けの租税教育用教材を引き続き全法連で作成・配布する。なお、新たに中高生向けの教材の作成についても検討を進める。

また、青年部会による「租税教育活動」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進するとともに、「青年の集い」「女性フォーラム」を開催するほか、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催する中学生の「税についての作文」事業を後援する。

さらに、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。また、デジタル化を推進する観点から、マイナンバーカードの普及について周知を図るとともに、併せて令和5年10月より導入される消費税のインボイス制度等の周知に努める。

(3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修教材の作成・配布を行う。また、WEB等を活用した動画等の研修教材の提供を検討する。

(4) 税に関する広報の充実

広く一般に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

(5) 企業の税務コンプライアンス向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(6) 財政健全化のための健康経営プロジェクト

我が国の税収の増加、将来の社会保障給付費の抑制に貢献することを目標に、法人会ならではの健康経営の推進に取り組む。

3. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 地域活性化事業

各地域における経済社会環境（含む地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施または支援等を行う。

(2) 環境活動への取り組み

女性部会において引き続き節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）に地域の実情を勘案しつつ取り組むこととし、これに資する資料等の作成・配布を行う。また、環境問題への国民の意識が高まっていることを受け、新たな取り組みテーマについて検討を進める。

(3) 情報誌の発行

情報誌「ほうじん」について、会員企業の経営者、経理担当者、会員以外の一般市民等を対象に、税の分野をはじめとして、経済、経営、経理、健康等、幅広い分野に亘って最新の情報を提供することを目的に発行する。

4. 法人会の活動を支援することを目的とする事業

(1) 組織の強化・充実

① 新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せない状況ではあるが、法人会活動を充実させるためには組織基盤強化が重要であることから、全ての会が会員数の純増を目標に掲げ、組織・厚生合同委員会の開催など厚生委員会との連携をより一層強化し、法人会一体となって法人会員数80万社の回復を目指した諸施策を実施する。

また、引き続き、役員一人一社以上の獲得を目標に全国的な入会活動の展開に努めることとする。

- ② 全国的な「会員増強月間」を設定し、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに効果的な退会防止策を講じる等、引き続き、組織基盤の強化に努める。
- ③ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値の向上に資する事業を展開する。
- ④ 公益法人制度に関する運営上の留意点や行政庁への手続き等、特にコロナ禍における留意点の研修、情報提供等を行う。
- ⑤ 全国の法人会事務局職員のレベルアップや交流を目的として、事務局セミナーを開催するほか、コンプライアンス・ガバナンスの徹底や適切な事務局運営を目的として、これらに係る諸規程の整備を行い、県連・単位会に対して当該資料の提供を行う。
- ⑥ 各会の円滑な運営、ガバナンス強化のための財政支援を行う。
- ⑦ 各法人会事務局強化のための支援を行うほか、効率的・効果的な事務局運営や単位会支援のための県連機能の強化等について検討を行う。また、組織強化や活性化の観点から、若手や女性のより積極的な登用に向け、県連・単位会の理解の促進に努める。

(2) 広報活動の充実

広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開する。

このため、全法連においては、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開するとともに、ポスター・新聞広告版下等の紙媒体による広報に加えて、SNS等WEB媒体の活用を充実させたPRを行う。

また、法人会アンケート調査システムについては、アンケート送信対象者の拡大を図るとともに、回答数の増加に取り組む。

(3) 青年・女性部会の充実

- ① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、然るべき目標値を設定の上、引き続き積極的な展開を図る。特に「租税教育活動」については、税の本質が「思いやりの心」であることを踏まえた上で、子供たちに税の使い道について考える機会を提供する要素を加えることなどにより、さらなる質的な向上を目指す。

さらに、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の浸透を確実なものとするために、具体的な推進策を本格的に実践していく。

また、法人会アンケート調査システムの普及・活用を推進するため、広報委員会の活動に協力する。

- ② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、税の啓発活動や社会貢献活動に積極的に取り組み、さらなる部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

5. 法人会の福利厚生向上に資することを目的とする事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い福利厚生制度の推進は厳しい環境であったが、ビジネスガードの増収により前年度とほぼ同水準となる見込みである。

本年度においてはコロナ禍においても安定的な成長が図れるよう協力3社との協調に努め、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもと、広く会員企業への普及推進に努めることとする。

会員増強と福利厚生制度は法人会のいわば車の両輪であり、組織委員会と合同での会員増強施策や50周年キャンペーンの積極的な展開を行うほか、協力3社の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図るとともに各社独自の施策に対して協力する。

また、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は厳しいことから、「会員ニーズに即した商品構成の確保」「推進体制の構築」「新規事業分野の開拓」に十分配慮することとする。